平成２１年（フ）第３０５号
鳥取県米子市西福原１丁目４番18号
破産者　有限会社上和
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
岩手県奥州市江刺区銭町１番16号
破産者　有限会社ケイエス
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１００号
埼玉県東松山市下唐子1539番地８
破産者　株式会社大世金属
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１２７２号
名古屋市中村区森田町２丁目４番54号
破産者　株式会社サミットライフ
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４号
愛知県一宮市松降通８丁目21番地２
破産者　株式会社もんじろう
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８４号
愛知県一宮市開明字出屋敷26番地６、商業登記簿上の本店所在地愛知県一宮市花池２丁目１番35号
破産者　合資会社アドクリール
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１９２４号
広島市西区三篠町３丁目６番９号
破産者　株式会社エコーワールド
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６０号
高知市入明町３番５号
破産者　有限会社高知ホームグループ
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６８号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目20番74―32号
破産者　吉冨　孝文
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第３６３９号
札幌市手稲区曙２条４丁目３番26号
破産者　日松産業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２９７５号
川崎市高津区千年1266番地２
破産者　賛友技研株式会社
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第８２８号
岐阜県羽島市竹鼻町錦町29番地
破産者　株式会社恵・オフィス
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１２４号
京都府亀岡市下矢田町４丁目23番11号
破産者　有限会社オクムラ重機工業
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２０年（フ）第７５号
京都府与謝郡与謝野町字下山田1921番地の１
破産者　有限会社白数工務店
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第２４２号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原1983番地
破産者　木場　晶子
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
沖縄県宜野湾市大山３丁目14番16―303号
サンミアパート
破産者　西銘　　進
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１１１号
札幌市中央区南３条西12丁目325番地２
破産者　大和プラント建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第４１６号
盛岡市湯沢10地割73番地４
破産者　株式会社サトーライン
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成１８年（フ）第７９０５号
京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町678番地２
破産者　株式会社愛・創美苑
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１４１７号
広島市東区光町１丁目11番24号
破産者　マルイ不動産株式会社
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５４１号
高知市塩田町14番28号
破産者　市川興産株式会社
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係